

住民票の異動(変更)届について

3月、4月は転勤および就職、入学等により、住所を移す方が多くなります。住民票の異動の届出を忘れずに行いましょう！

《異動届は14日以内に》

正当な理由がないのに届出をしなかった(遅れた)場合は、**簡易裁判所へ通知をして、5万円以下の過料の対象**になることがあります。届出は期間内に行ってください。

転入届・転居届・世帯変更届は、それぞれ異動した日(新しい住所に住み始めた日)から14日以内に市町村(西原町では総務部町民課)に届け出なければなりません。転出届は、転出する日までに届出をしてください。**異動届を別世帯の方が届け出る場合は、本人からの委任状**が必要です。

届出の際には、届出人の本人確認を行います。**顔写真付き住民基本台帳カード・運転免許証・旅券(パスポート)・在留カード(外国人登録証)・健康保険証等**をお持ちください。

	例	届出の際に必要なもの
転入届 (町内へ引越しをしたとき)	〇〇市 → 西原町へ	◎転出証明書(前住所地で発行された証明書) ◎届出人の本人確認ができるもの(運転免許証・健康保険証等) ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)
転出届 (町外へ引越しをするとき)	西原町 → 〇〇市へ	◎届出人の本人確認ができるもの(運転免許証・健康保険証等) ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)
転居届 (町内で引越しをしたとき)	西原町字我謝〇〇番地 ↓ 西原町字幸地〇〇番地	◎届出人の本人確認ができるもの(運転免許証・健康保険証等) ◎別世帯の方が届出する際は委任状 ◎世帯の一部の方が転居する場合は、本人からの委任状 ◎印鑑(届出人が本人の場合は不要)

※一時的な就学(大学等)・就労の場合であっても、1年以上親元を離れて別の場所に住む場合は住民票の異動届が必要です。
※世帯が異なる人(例：県外に住む両親等)が転入届出後、住民票を請求する場合も、本人からの委任状が必要となります。
※ご不明な点がございましたら、総務部町民課までお問い合わせください。

印鑑証明書の発行について

印鑑証明書の交付申請には、登録者本人であっても必ず「印鑑登録証」が必要です。委任状や登録印を持参していても「印鑑登録証」がない場合には発行できませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ】 総務部町民課 住民係 ☎945-5012

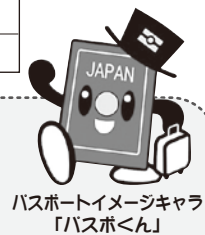
平成27年4月1日からパスポート申請窓口を開設します

西原町では、町民に身近な町役場で申請ができるように、県から移譲を受けて旅券事務(パスポート申請・交付)を開始することになりました。 ※原則として県の窓口では手続きができなくなります。ご注意ください。

申請できる方	住民票(住所)が西原町にある方 勤務先もしくは通学先が西原町の人
申請受付	8:30～16:00(12:00～13:00を除く)月曜日から金曜日(土日、祝日、年末年始を除く) ※16時以降の申請については翌営業日受付扱いとなります。
旅券受付	8:30～17:15(12:00～13:00を除く)月曜日から金曜日(土日、祝日、年末年始を除く)

【申請に必要なもの】

- 一般旅券発給申請書(5年、10年)
20歳未満は5年旅券のみ。20歳以上は5年旅券または10年旅券を選べます。
- 戸籍(謄)抄本
申請者本人のもの(発行日から6か月以内のもの)。未成年者または家族で申請する場合は、戸籍謄本をお持ちください。
- 証明写真
申請者本人のみ撮影されたもので6か月以内のもの。縦4.5cm×横3.5cm、縁なしで正面、上半身(肩より上)、無帽、無背景のもの。
※写真は規格が厳しくなっています。規格に合わない場合には、撮り直しをお願いすることがあります。
- 本人確認書類の原本
代理で申請する場合は、申請者本人と代理人の本人確認書類も必要です。
- 前回取得したパスポート
有効期限内にパスポートを切り替える場合(残存期間が1年未満)は、パスポートの提出がないと申請できません。
- その他必要な書類
必要に応じ、申請者本人に直接窓口で事情説明等の記入及び状況の確認のための書類提出をお願いする場合があります。



パスポートイメージキャラ「パスポくん」



【お問い合わせ】 総務部町民課 住民係 ☎945-5012 / 沖縄県旅券センター ☎866-2775

救急救命士の処置が拡大～医療機関との連携強化を図る～

平成26年1月の法律改正により、救急救命士の処置できる範囲が拡大されました。それを受けて、2月28日に東部消防組合本部(嘉手苧右和消防長)が、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターで説明会と展示訓練を実施しました。

今回の法律改正で、静脈路確保と輸液に関して心肺停止状態の患者にしか認められていなかった処置が、心肺停止前にも可能となりました。これにより、現場での活動中や搬送中に「心肺停止状態に陥らせない」処置が期待されます。

また、血糖値の測定やブドウ糖溶液の投与を行うことができました。血糖測定は症状の判断や病院の選定などに効果が期待でき、低血糖症状の場合はブドウ糖投与により早

い症状の改善が期待されます。

説明会には消防機関や病院関係者から約60名が参加。第2警備課の與古田雅人救急係長が中心となり、法改正に関する説明や展示訓練によるトレーニングを行い、医療機関との連携強化を図りました。

與古田係長は「今後も各機関との連携強化に努め、知識や技術、救急体制のさらなる向上を目指し、多くの町民の命が救えるよう取り組みたい」と抱負を語りました。



説明会のようす

ハーモニカで童謡の素晴らしさを伝える

平成26年度家庭教育学級の合同講演会が、2月28日にさわふじ未来ホールで開催されました。

家庭教育学級は、各小中学校のPTAや各地の自治会などが、子どもたちの成長や発達に必要な「生きる力」を育むため、さまざまな事業に取り組んでいるものです。この日は、ハーモニカ奏者で童話作家のもり・けんさんを講師に招いて「子どもの魂を磨く童謡コンサート」と題した講演会が行われました。

もりさんは子どもの成長について「6歳までに脳の90%は形成され、12歳までに残り10%の倫理的思考が発達する。6歳までに触れた童謡や音楽が、その後の発達に影響を与えて優しい心や情感を育てる」と、幼児期の子育ての重要性を説きました。また実際にハーモニカで童謡を演奏しながら、童謡の内容や意味を解説しました。

今回の講演会は、小さな子どもを育てている方も参加できるような催しとなっており、会場には多くの親子が参加。保護者のみなさんは童謡を通じた子どもの情操教育などについて学び、子どもたちはもりさんのハーモニカの演奏を楽しみました。



ハーモニカで童謡を奏でるもり・けんさん

『西原町タウンマップ』をご活用ください!

このたび、行政情報や暮らしに役立つ情報などを掲載した「西原町タウンマップ」(写真)を作成しました。広報にしはら4月号と同時に配布します。

～「タウンマップ西原町」の内容って?～

- 西原町内の地図
- 子育て情報
- 各種届出や証明書の発行など
- 健康づくり情報
- 家庭ごみ
- お年寄りに関する情報
- 国民年金や国民健康保険など
- 各種公共施設

など、町民の暮らしに必要な行政情報を1冊にまとめたものです。ぜひ、毎日の暮らしにお役立てください。

【お問い合わせ】 総務部総務課 広報係 ☎945-5011

